

多摩市工事請負等競争入札参加者心得

(趣旨)

第1条 この心得は、工事又は製造の請負契約及び設計・測量・地質調査の契約締結について、市が行う一般競争入札及び指名競争入札並びに随意契約(以下「競争入札」という。)に参加する者が遵守しなければならない事項等を定めるものとする。

(参加資格等の取消し)

第2条 一般競争入札に参加する資格を有すると確認された者及び指名競争入札の参加者の指名を受けた者並びに見積依頼を受けた者(以下「参加者」という。)等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに届け出なければならない。

- (1) 契約を締結する能力を有しなくなったとき。
- (2) 破産の宣告を受けたとき。

2 前項各号のいずれかに該当した者に対して行った一般競争入札参加資格の確認若しくは指名競争入札の参加者の指名又は見積依頼は、市において特別の理由がある場合のほか、これを取り消す。

(不正行為等による取消し)

第3条 参加者が、次の各号のいずれかに該当する者となり、又はこれに該当する者を代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人として使用した場合は、当該資格確認若しくは指名又は見積依頼は、これを取り消す。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るための連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他使用人として使用した者

(履行不可能による取消し)

第4条 参加者について、経営、資産、信用の状況の変動により、契約の履行がなされない恐れがあると認められる事態が発生したときはその当該資格確認若しくは指名又は見積依頼を取り消すことができる。

2 登録、免許又は許可を営業の要件とする業種について、登録、免許若しくは許可を受けていない場合又は失った場合は、当該資格確認若しくは指名又は見積依頼を取り消すことができる。

(資料等の不受理による取消し)

第5条 参加者が正当な理由なく指定された日時、場所において、設計図書等の配付を受けない場合又は現場説明会に出席しない場合は、その参加資格を取り消し、失格とすることができる。

(入札保証金)

第6条 一般競争入札に参加する資格を有すると確認された者及び指名競争入札の参加者の指名を受けた者は、契約しようとする見積金額(単価による入札又は見積りにあつては、契約しようとする金額に予定数量を乗じて得た金額)の100分の3以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、多摩市建設工事等競争入札参加登録をしている者は、その全部の納付を要しない。

(基本的事項)

第7条 参加者は、市から提示された図面、仕様書、参考内訳書、契約書案、その他契約締結に必要な条件を検討のうえ、入札又は見積書の提出(以下「入札等」という。)をしなければならない。

2 図面、仕様書、内訳書等に誤記または脱落があつた場合において、当該誤記又は脱落が提示された書面等の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

- 3 第1項の入札等は、単価によるべきことを指示した場合を除き、総価をもって行わなければならない。
- 4 設計図書等の配付書類及び現場説明会についての疑義の質疑応答は、特に指定のある場合を除き、入札等の日の前日までとする。

(入札等)

第8条 指名競争入札の参加者は、別記様式による入札書に必要な事項を記載し、記名押印(あらかじめ届け出た印鑑に限る。以下同様とする。)のうえ、契約番号及び契約件名を記入した封筒を使用して封をし、通知書に示した日時及び場所において、市契約担当者の指示により入札箱に投函しなければならない。

- 2 前項の入札は、代理人をして行わせることができる。この場合においては、当該代理人をして入札前に委任状を提出しなければならない。ただし、あらかじめ、期間を定めて委任状を提出してある場合は、この限りでない。
- 3 郵便による入札の場合は、市指定の入札書に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、市指定の入札書郵送封筒に封入し、一般書留、簡易書留又は配達記録郵便のいずれかの方法により、入札書到着期限までに市指定の郵便局に到着するように郵送しなければならないものとし、持参及び到着期限後に到着した郵便入札書は無効とする。
- 4 見積依頼を受けた者が、見積書を提出する場合についても、第1項に準じて市契約担当者に提出するものとする。ただし、市契約担当者が適当と認めた場合は、この限りでない。
- 5 第1項、第3項及び前項において使用する封筒については、封筒ののりしろ及び継ぎ目には参加者において押印するものとする。

(入札等の辞退)

第9条 指名を受けた者及び見積依頼を受けた者は、入札等までに、いつでも入札等を辞退することができる。

- 2 指名を受けた者が、入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。
 - (1) 入札前にあっては、契約件名、契約番号、辞退の理由等を記載し、記名押印した辞退届を市契約担当者に直接持参又は郵送するものとする。ただし、郵送による場合は、入札日前日までに到着しなければならない。
 - (2) 入札中にあっては、辞退する旨を入札書に記載し入札箱に投函するものとする。
- 3 見積依頼を受けた者が、見積りを辞退するときは、次に掲げるところにより行うものとする。
 - (1) 見積日前にあっては、契約件名、契約番号、辞退の理由等を記載し、記名押印した辞退届を市契約担当者に直接持参又は郵送するものとする。ただし、郵送による場合は、見積日前日までに到着しなければならない。
 - (2) 見積時にあってはその旨を見積書に記載し、市契約担当者に提出するものとする。
- 4 入札等を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加資格等について、不利益な取扱いを受けるものではない。

(郵便による入札の辞退)

第10条 郵便による入札の場合で、差し出す前にあっては、契約件名、契約番号、辞退の理由等を記載し、記名押印した辞退届を市契約担当者へ直接持参するか郵送するものとする。ただし、郵送による場合は、市指定の到着期限の前日までに到着しなければならない。

- 2 郵便による入札の場合で、差し出した後に辞退する場合は、開札日前日までに郵便局において入札書在中の所定の封筒を取り戻した後に、契約件名、契約番号、辞退の理由等を記載し、記名押印した(あらかじめ届け出た印鑑に限る。)辞退届を市契約担当者へ直接持参しなければならない。
- 3 前2項の規定により入札等を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加資格等について、不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札等の確保)

第11条 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 参加者は、入札等に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と価格等について、いかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 参加者は、落札者の決定前に、他の参加者に対して価格を意図的に開示してはならない。

4 参加者は入札等の前に他の参加者をさぐる行為をしてはならない。

(入札書又は見積書の書換え等の禁止)

第12条 指名を受けた者及び見積依頼を受けた者は、一度提出した入札書又は見積書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

2 郵便による入札で入札書を差し出した者は、差し出した入札書の書換え又は引換えをすることができない。

(入札等の延期、中止)

第13条 市長は、談合等により公正な入札等の執行ができないと認めるとき、又は天災地変、その他やむを得ない理由により必要があると認められるときは、入札等を延期し、若しくは中止し、又は当該入札等を取りやめることができる。

(開札)

第14条 開札は、入札の終了後、直ちに入札場所において入札者を立ち合わせて行う。

2 指名競争入札の入札者は前項の開札に立ち会わなければならない。

3 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせる。

4 郵便による入札の場合は、あらかじめ指定した日時、場所において、当該入札参加業者の中から選定した立会人(以下「選定立会人」という。)3人を立ち合わせて執行するものとする。また、入札参加業者で立会いを希望する者(以下「希望立会人」という。)は、開札開始時間前に市契約担当者に申し出なければならない。ただし、当日、選定立会人及び希望立会人(以下「立会人」という。)を合わせた出席者がいない場合又は1人の場合は、開札を延期する。

(入札等の無効)

第15条 次の各号のいずれかに該当する入札等は、これを無効とし、参加者を失格とする。

(1) 入札等に参加する資格がない者のした入札若しくは見積り又は虚偽の条件付一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者のした入札

(2) 郵便による入札の場合において、その送付された入札書が定められた日時までに定められた場所に到達しないもの

(3) 入札書又は見積書(以下「入札書等」という。)の契約件名、金額、記名・押印の表示など記載事項が不明で読み取れないもの

(4) 入札書等に記名若しくは押印のないもの

(5) 入札書等に契約件名の表示がないもの

(6) 入札書等の金額欄に金額の表示のないもの

(7) 入札書等の金額の表示を改ざん、又は訂正したもの

(8) 再度入札で前回の最低価格以上の価格で入札したもの

(9) 予定価格を事前に公表している場合において、予定価格を超える金額での入札

(10) 封筒に件名、会社名の記載のないもの及び封筒の件名と入札書の件名が異なるもの

(11) 同一の入札書等に2件以上の入札等の事項を連記したもの

(12) 入札書等に当該入札等に関係のないことが記入されているもの

(13) 同一事項の入札等について2通以上の入札書等を提出したものの入札等で、その前後を判別できないもの

(14) 他人の代理を兼ね又は2人以上の代理をしたものに係る入札

(15) 連合その他不正行為があったと認められるもの

(16) 前各号のほか、特に指定した事項に違反したもの

(落札者)

第16条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とする。ただし、次条及び第18条の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者以外の者を落札者とすることができる。

(低入札価格調査制度)

第17条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者の当該入札に係る価格が、あらかじめ設けた低入札価格調査基準価格を下回り、その者により、当該契約の内容に適合した履行がされない恐

れがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって、若しくは不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とすることができる。

(最低制限価格の設定)

第18条 当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格において最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。この場合において最低制限価格を下回った入札は無効とし、当該参加者を失格とする。

(再度入札等)

第19条 開札をした場合において、各人の入札等のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札等がないときは、直ちに再度の入札等を行う。

2 前項の再度入札等の回数は、原則として2回以内とする。

3 再度入札等に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者のうち、当該入札等が第15条の規定により失格とされなかった者に限る。ただし、再度入札において入札書を持参していない者は失格とする。

4 前3項の規定にかかわらず、予定価格を事前公表した場合の入札の回数は1回とし、1回で落札しない場合は不調とする。

(くじによる落札者の決定)

第20条 落札となるべき同価格の入札等をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者等にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札者又は見積者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって、入札等の事務に関係のない市職員がくじをひく。

3 郵便による入札の場合で、落札となるべき同価格の入札が2以上あるときは、当該入札者を招集し、くじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者が立会人として開札場所にいる場合は当該立会人に直にくじを引かせて落札者を決定することができる。

(入札結果の通知)

第21条 開札した場合において、落札者があるときは、その者の氏名(法人の場合は、その名称)及び金額を、落札者がいないときは、その旨を開札に立ち会った入札者及び立会人に知らせるものとし、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときは、その者に落札者となった旨を通知する。

(入札結果の公表)

第22条 入札経過調書により、件名、入札者氏名、入札金額、落札者等を公表する。

(契約書等の作成提出・契約の確定)

第23条 落札者は、落札者となった旨の通知を受けた日の翌日中に契約書(契約書の作成を省略する場合にあっては請書)を作成し、記名押印のうえ、市契約担当者に提出しなければならない。ただし、市契約担当者の承認を得た場合は、この期間を変更することができる。

2 契約は、市長(市長に委任された職員を含む。)が落札者とともに契約書に記名押印したときに確定する。

3 前項の契約が確定したのちに落札者は契約書に設計図書及び内訳書又は数量表等(省略する場合もある。)を添付し、速やかに市契約担当者に提出しなければならない。

(契約保証金)

第24条 落札者は、契約金額(単価による契約にあっては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。)の100分の10以上の契約保証金を、契約書(契約書の作成を省略する場合にあっては請書)の提出前に納付しなければならない。

2 前項の場合において、次の各号に定めるものについては、その全部又は一部の納付を要しないことができる。

(1) 落札者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) その他市契約担当者の指示により、その全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(契約保証金の納付に代わる担保)

第25条 前条の規定による契約保証金の納付は、次の表の左欄に掲げる担保の提供をもってこれに代

えることができる。この場合において、当該担保の価値は、担保の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に定めるところによる。

担保の種類	担保の価値
国債 地方債	政府二納ムベキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件 (明治41年勅令第287号)の例による金額
政府の保証のある債券 銀行、農林中央金庫、 商工組合中央金庫又は 全国を地区とする信用 金庫連合会の発行する 債券(以下「金融債」 という。)	額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額)の8割に相当する金額
銀行が振出し又は支払 保証をした小切手	小切手金額
銀行が引受け又は保証 若しくは裏書きをした 手形	手形金額(その手形の満期の月が当該手形を提供した日の1月後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額)
銀行に対する定期預金 債権	当該債権証書に記載された債権金額
銀行の支払保証	その保証する金額
公共工事の前払金保証 事業に関する法律(昭 和27年法律第184 号)第2条第4項に規 定する保証事業会社の 保証	その保証する金額
上記に掲げるもののほ か市長が确实と認める もの	市長が適正と認めた金額

2 落札者は、国債、地方債及び金融債を契約保証金に代わる担保として提供する場合において、当該担保が記名証券であるときは、売却承諾書及び白紙委任状を添付しなければならない。

3 落札者は、定期預金債権を契約保証金に代えて提供する場合は、当該債権に質権を設定し、当該債権にかかる債務者である銀行の承諾を証する確定日付のある書面を添付しなければならない。
(履行保証保険証券の提出)

第26条 落札者は、市を被保険者とする履行保証保険契約を締結して契約保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

(契約保証金等の納付方法)

第27条 契約保証金は、市の発行する納入通知書により、契約書(契約書の作成を省略する場合にあっては請書)提出前に、当該納入通知書に記載された場所において納付しなければならない。

2 契約保証金の納付があったときは領収書を当該納入者に交付する。

3 前2項の規定は、契約保証金の納付に代えて有価証券等を担保して提出する場合について準用する。
(契約保証金等の返還)

第28条 契約保証金(契約保証金の納付に代えて担保が提供される場合においては、当該担保)は、当該入札における契約が確定した落札者(以下「請負者」という。)に対して検査合格後これを返還する。

2 契約保証金の返還等は、請負者からの請求に基づき行う。

(契約保証金に対する利息)

第29条 契約保証金を納付した者は、契約保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間に対する利息の支払を請求することができない。

(利札の還付)

第30条 利札付債権を契約保証金の納付に代えて担保として提供した者は、当該担保の提供後ににおいて利払い期日が到来した利札の還付を請求することができる。

(契約の解除)

第31条 市は契約者が当該契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、契約者に違反行為があったとして独占禁止法第48条第4項、第53条の3又は第54条の規定による審決(独占禁止法第54条第3項による該当する事項がなかったと認められる場合の審決を除く。)を行い、当該審決が確定したとき(独占禁止法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提訴されたときを除く。)

(2) 公正取引委員会が、契約者に違反行為があったとして独占禁止法第48条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が独占禁止法第48条の2第6項の規定により、確定した審決とみなされたとき。

(3) 契約者が、公正取引委員会が契約者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 契約者(契約者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(賠償の予定)

第32条 契約者は、前条各号のいずれかに該当するときは、市が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。ただし、前条第1号から第3号までのうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合、その他市が損害を生じていないと認める場合を除く。

2 前項の規定は、市に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合において、市がその超過分を請求することを妨げるものではない。

3 前2項の規定は、その請負契約に係る工事等が完了した後においても適用するものとする。

(議会の議決に付すべき契約)

第33条 工事又は製造の請負で予定価格が1億5千万円以上のものについては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年多摩市条例第9号)の定めるところにより、多摩市議会の議決を経たうえ、契約を確定させる。

(前払金の対象)

第34条 入札等の条件として、工事又は委託が前払金対象予定である旨を明示したものについて行う。

(前払金の率等)

第35条 前払金の率は、次に定めるものとし、9千万円を限度に支払うものとする。また10万円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(1) 1件の契約金額が1千万円以上の土木工事・建築工事及び設備工事は契約金額の10分の4以内

(2) 1件の契約金額が5百万円以上の土木工事・建築に関する工事の設計、監理業務及び調査は契約金額の10分の3以内

(3) 1件の契約金額が5百万円以上の測量は契約金額の10分の3以内

2 市長が予算執行上の都合その他やむを得ない理由があると認めたとき、又は前払金の必要がないと認めたときは、前払金の全部又は一部を支払わないことができるものとする。

(2年度以上にわたる工事等の前払金)

第36条 2年度以上にわたる工事等の前払金は、契約金額に前条第1項各号の割合を乗じて得た額に相当する額を支払うものとする。この場合において、既に支払った前払金の額が年度末における当該

工事等の既済部分に対応する額を超えると、当該超過額は、支払済額とする。

2 前項後段の規定は、事故繰越、その他の事情により次年度に繰り越される工事等に係る前払金についても適用する。

(債務負担行為を伴う工事等の特例)

第37条 債務負担行為を伴う工事等であるため、第35条第2項により前払金の全部又は一部を支払うことができなかった場合は、翌年度に前払金を支払うことができるものとする。

(その他)

第38条 この心得に明記されていない事項及び解釈等について疑義が生じた場合は、市契約担当者の指示によるものとする。